

教 育 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 8 月 臨 時 教 育 委 員 会																	
開 会 日	令和 7 年 8 月 5 日 (火)																
開 会 時 間	午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 1 0 分																
開 会 場 所	佐賀市大財別館 4 - 3 会議室																
出 席 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">教 育 長</td> <td>丹宗教育長</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員</td> <td> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">堤 委員</td> <td style="width: 33%;">鳥飼委員</td> <td style="width: 33%;">長崎委員</td> </tr> <tr> <td>山田委員</td> <td>槇原委員</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>事 務 局</td> <td> 豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 瀧上教育部副理事 兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 八谷図書館長 野田文化財課長 吉谷スポーツ振興課長 筒井教育総務課副課長兼総 務係長 江口教育総務課主幹兼教育政策係長 </td> </tr> </table>	教 育 長	丹宗教育長	教 育 委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">堤 委員</td> <td style="width: 33%;">鳥飼委員</td> <td style="width: 33%;">長崎委員</td> </tr> <tr> <td>山田委員</td> <td>槇原委員</td> <td></td> </tr> </table>	堤 委員	鳥飼委員	長崎委員	山田委員	槇原委員		事 務 局	豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 瀧上教育部副理事 兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 八谷図書館長 野田文化財課長 吉谷スポーツ振興課長 筒井教育総務課副課長兼総 務係長 江口教育総務課主幹兼教育政策係長				
	教 育 長	丹宗教育長															
	教 育 委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">堤 委員</td> <td style="width: 33%;">鳥飼委員</td> <td style="width: 33%;">長崎委員</td> </tr> <tr> <td>山田委員</td> <td>槇原委員</td> <td></td> </tr> </table>	堤 委員	鳥飼委員	長崎委員	山田委員	槇原委員										
堤 委員	鳥飼委員	長崎委員															
山田委員	槇原委員																
事 務 局	豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 瀧上教育部副理事 兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 八谷図書館長 野田文化財課長 吉谷スポーツ振興課長 筒井教育総務課副課長兼総 務係長 江口教育総務課主幹兼教育政策係長																
提 出 議 案	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">第 6 号議案</td> <td>佐賀市教育委員会評価の結果について</td> </tr> <tr> <td>第 7 号議案</td> <td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について</td> </tr> <tr> <td>第 8 号議案</td> <td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について</td> </tr> <tr> <td>第 9 号議案</td> <td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について</td> </tr> <tr> <td>第 10 号議案</td> <td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について</td> </tr> <tr> <td>第 11 号議案</td> <td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について</td> </tr> <tr> <td>第 12 号議案</td> <td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について</td> </tr> <tr> <td>第 13 号議案</td> <td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について</td> </tr> </table>	第 6 号議案	佐賀市教育委員会評価の結果について	第 7 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について	第 8 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について	第 9 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について	第 10 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について	第 11 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について	第 12 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について	第 13 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について
第 6 号議案	佐賀市教育委員会評価の結果について																
第 7 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について																
第 8 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について																
第 9 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について																
第 10 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について																
第 11 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について																
第 12 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について																
第 13 号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見 聴取について																
協 議 事 項	な し																
報 告 事 項	な し																
欠 席 委 員	0 名																
傍 聴 者 数	0 名																
報 道 関 係 者	0 名																
会 議 録 作 成 者	教育総務課副課長 筒井 倫子																

日程1 開会の宣告

(丹宗教育長)

これより佐賀市教育委員会臨時会を開きます。

本日は、6人中6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立していることをご報告します。

ここで会議の非公開と日程につきましてお諮りします。

本日の議案は、議案書に記載のとおりでございますが、このうち、第7号議案から第13号議案につきましては、佐賀市教育委員会会議規則第13条第2号に規定する非公開事項「教育予算その他議会の議決を経るべき案件についての意見の申出に関する案件」に該当するとみなし、非公開とさせていただきます。

したがいまして、第6号議案の審議後、日程3、その他に移り、その後に非公開事項をご審議いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程2 提出議案

(丹宗教育長)

まず、日程2、提出議案の第6号議案『佐賀市教育委員会評価の結果について』、説明をお願いします。

(江口教育総務課主幹兼教育政策係長)

それでは、第6号議案『佐賀市教育委員会評価の結果について』説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものです。今回、令和6年度事業について、7月に開催しました第三者評価を経て報告書を取りまとめましたので、議案を提出しております。報告書の概要につきましては、資料の2ページから4ページに掲載しております。

なお、詳細については、別冊の佐賀市教育委員会評価結果報告書に記載しております。

それでは、資料の2ページをお願いします。まず、1、評価の目的です。佐賀市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成20年度から毎年教育委員会による自己評価及び外部有識者による第三者評価を実施し、事業の継続的な改善を図っているところです。2、評価の対象は、令和6年度実施事業となっております。3、評価者です。第三者評価のメンバーにつきましては、今回は大学の教授、一般の企業の方、それから、NPO法人の方といった学識経験者の方々、計5名にお願いしました。

次に、評価の方法についてです。評価の対象は大きく2つございまして、1つは、教育委員会の活動状況に関するもので、6月に教育委員の皆様にご自己評価をお願いし、その結果を基に第三者評価を行っております。もう一つは、教育委員会が実施した主な事務事業で、佐賀市教育振興基本計画の施策ごとに評価するもので、3月に教育委員会事務局内で事業単位の自己評価を実施し、その結果を基に第三者評価を行ったところです。第三者評価については、7月16日に開催し、教育長、また、堤教育委員、長崎教育委員にもご出席をいただきました。ありがとうございました。その第三者評価の結果を5にまとめております。まず、(1)4段階評価についてです。各施策の取組状況について、施策1、2、4について、いずれも4段階評価の上から2番目に当たる「一定の成果が見られ、概ね達成している」との評価となっております。

続きまして、3ページをお願いします。(2)改善点の主な指摘です。まず①教育委員会の活動状況に関してですが、指摘事項はございませんでした。別冊の報告書11ページ

をご覧ください。こちらにご意見といたしまして、昨年度、子どもの意見を聞いてほしいといった指摘事項に対して、子どもたちとの直接会話する場面はなかったので、意識して取り組みたいとの改善策を上げておりました。委員さんからは、子どもたちから意見を聞く場として生徒が集まる生徒会活性化事業を活用してはどうかというご意見や、教育委員会だよりはとてもよい取組であり、学校に配布したり学校だよりに添付するなどして、先生や保護者に啓発、周知してはどうかという内容のご意見をいただいたところです。教育委員として活発に活動をされており、今後も子どもたち、また、地域の方々のご意見を聞きながら、さらに充実した活動にしてほしいということでした。

続きまして、②各施策に対する改善点です。施策1、学校教育関連に関してですが、別冊は13ページになります。1つ目、掲げている指標について、保護者目線での指標となっているため、子どもの成長を把握するのであれば見直しをしたほうがよいのでは。また、2つ目には、研修について、オンラインだけではなく、内容に応じて対面研修が必要ではないか。3つ目、不登校対策事業の中で、対応した児童生徒数の表記が延べ人数となっているため、もっと具体的に表記をしたほうが分かりやすいのではないかとといったご指摘をいただいております。

続きまして、施策の2ですが、生涯学習関連について、別冊は16ページになります。改善を要するご指摘はありませんでしたが、図書館の大規模改修事業は予定どおり進められており、また、電子図書館システムについても先進的な取組となっているといったご意見をいただいております。

続きまして、施策4、別冊は18ページになります。子どもへのまなざし運動関連についてですが、1つ目、子どもたちの放課後や、土日の地域行事や社会体育活動への参加は、学校だけ、保護者だけ、地域だけでは解決できない問題など、コミュニティ・スクールと連携して取り組むことができるのでは。2つ目、企業と連携を進められているが、企業へもう一步踏み込んだ取組ができるのではないか。3つ目、子どもの姿や成長が見えるようにしてほしいといったご指摘をいただいております。

以上のいただいたご指摘に対する対応策については、資料の3ページの表の右側に掲載しております。これらの対応策については、今年度、令和7年度以降の事業に反映しながら事務事業の改善につなげていきたいと考えております。

評価の詳細につきましては、別冊のとおりとなっております。

最後に、今後のスケジュールについてです。本日、報告書をご承認いただきましたら、8月の市議会に報告書を提出し、その後、市のホームページで公表をする予定としております。

教育委員会評価の結果に関する説明は以上です。

(丹宗教育長)

ただいまの説明につきまして、何かご質問ないでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第6号議案に関する意見聴取を終え、本議案については異議なしといたします。

日程3 その他

(丹宗教育長)

次に、日程3、その他です。何かないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続いて、第7号から第13号議案の審議になります。

これらの議題は、会議冒頭で承認いただきましたとおり、非公開事項となりますので、傍聴者は退室をお願いします。

【非公開】

(丹宗教育長)

まず、第7号議案『令和6年度決算についての意見聴取』について説明をお願いします。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

議案書の5ページをお願いします。第7号議案、令和6年度決算についてです。この議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市議会の令和7年8月定例会に上程を予定しております令和6年度決算につきまして、教育委員会の意見をお聞きするものです。

次の6ページをお願いします。表になっているものです。上のほうに歳出と書いております。太枠で囲っている部分が教育関係のものとなっております。まず、6ページの2款、総務費、1項、総務管理費、予算額として108億8,118万4,452円。右側に行きまして、支出済額が101億3,176万5,663円となります。このうちの約2億6,100万円が佐賀市文化会館、東与賀文化ホール、山口亮一旧宅の管理運営といった教育に関する予算となっております。

その次の7ページをお願いします。中ほどの太枠で囲っております10款、教育費です。項が1項から6項までありますけれども、教育費全体で予算額が145億1,214万9,415円で、その右側、支出済額が134億8,490万418円となっております。その右側に、翌年度繰越額8億3,420万1,359円とあります。この翌年度繰越額というのは、令和6年度の予算を令和7年度に繰り越したもので、内容は主に工事関係となっております。その表の一番下に歳出合計額があります。これが佐賀市の一般会計全体の決算額です。予算現額合計が1,263億円ほどで、支出済額が1,167億円ほどです。佐賀市全体の支出済額のうち、教育関係のものが137億円程度ということで、約11.8%が教育に関する支出となっております。

全体の概要の説明は以上となりますけれども、先日の定例教育委員会でお配りしております別冊の「令和6年度における主要な施策の成果を説明する資料(教育関係抜粋)」について、事前に質問をお受けしております。その質問票を本日机上のほうに配付しております。この質問に対して、上から順に担当課から説明をいたします。

(渕上教育部副理事兼学校教育課長)

それでは、学校教育課からです。資料の5ページをご覧ください。まず、最初の質問です。スクールカウンセラー活用事業について、53校に16名の配置があるが、この人数でカバーできているか現状を知りたいというご質問です。今、各学校に、規模で異なりますが、小学校には月に1日から2日、4時間を基準としてクールカウンセラーを配置しております。中学校にも月に1日から2日、8時間を基準にして配置しておりますので、全53校に年間を通して配置はできております。この視点から言えば、この人数でカバーできているということになります。各学校から年間を通して要望等が上がってきます。学校の中ではさらに時間を増やしていただきたいという要望も上がっております。

2番の質問について回答します。各学校に派遣しているサポート相談員やスクールソーシャルワーカー、教育支援センターなどの学校外の施設への情報共有や助言などが入っております。

次に、3番の質問、資料は6ページです。心の教育充実事業でございます。回答は、不登校児童生徒の状態は日に日に変わり、自宅から出ることができない状況に変わっていくこともあれば、学校や学校外の施設に通うことができる場合、通うことができなくても外出できるようになることもあります。逆に、調子が崩れて自宅から出ることができなくなるということもあります。そのために、児童生徒や保護者を支援するサポート

相談員が家庭を訪問してきめ細やかに関わり、状況に合わせて関わっております。そのために、訪問支援回数が増えたというふうに捉えております。好転の内容ということですが、どのようにこちらが好転しているかというところなんです。数点あります。1つ目は、学校完全復帰、2つ目は、学校復帰傾向、行事や節目の儀式、短時間登校など、3つ目は、校内の教育支援センター、別室対応支援員での対応できる相談室ですね、校内教育支援センターへの登校、または佐賀市教育支援センター「くすの実」への通級を介したり、または民間施設への通所、さらには、生活面の改善で、生活リズムの改善や外出頻度の回数増、または学習意欲の向上、進路について前向きな会話ができる学習に向き合うようになるような視点です。最後に、人との関わりの改善で、サポート相談員や訪問支援員など、家族以外の人と関わることができるというところを好転の視点として見ております。家庭訪問を通じて、不登校児童生徒へのきめ細やかな支援ができるサポート相談員を拡充していくことが必要と考えているため、昨年度に引き続き今年度も予算要求を考えております。

次に4番目の質問、資料は7ページです。不登校ICTサポート事業についてです。この事業は、不登校児童生徒の家庭でインターネット環境を利用して自宅で学習ができるようにするために、パソコンを設定したり、Wi-Fiを貸し出したりして学習環境を整える事業となっております。事業が始まった令和5年度は13名が活用しております。昨年度、令和6年度は3名となっております。これは、令和6年6月から、佐賀市ではパソコンの持ち帰りが始まり、全員が持ち帰るようになったため、この事業についての持ち帰りが必然的になくなったということで利用者が減りました。また、利用した児童生徒はWEB上で行えるデジタルAIドリル「eライブラリ」などで、家庭で学習に取り組むという状況が見られました。

続きまして5番目の質問、資料は10ページです。教員業務支援員配置事業についてです。ご質問にある実際の時間外の集計というアンケート内容はございませんでしたが、記述式のアンケートがございます。結果としては、各学校から朝教室にいる時間が増えた。子どもと向き合う時間が増えた。時間にゆとりができてかなり助かっている。放課後に印刷すると印刷機が混み合うので、支援員にお願いすることで負担軽減になっている。生徒児童対応のようなものが突発的に起こっても、支援員に仕事を頼むことで児童対応にスムーズに対応できるというような様々なご意見がありました。今のところ、支援員の欠員はございません。

私からは以上です。

(丹宗教育長)

ここで一旦切らせてもらいたいと思います。

1から3は心の教育充実事業ということで、スクールカウンセラーであったり、サポート相談員であったり、不登校とか、そういう内容になっています。ただいまの説明について、もう少し尋ねてみたいというところがありましたらお願いしたいと思います。山田委員どうぞ。

(山田委員)

53校に16名のカウンセラーの方が業務に当たっていらっしゃるということで、結構大変だと思いますが、月2回とか月1回で対応できているのでしょうか。改善のお話を今伺いましたけど、今後、このカウンセラー自体を増やすというご計画はございますか。

(淵上教育部副理事兼学校教育課長)

スクールカウンセラーの配置につきましては、中学校は県の事業になっておりまして、小学校は佐賀県と佐賀市の事業になっております。そのために、各学校から毎年要望が上がりますので、こちら側としても県にも、市の財政課にも要望を出しております。

(山田委員)

人材バンクみたいなものはありますか。

(渚上教育部副理事兼学校教育課長)

人材バンクは聞いておりませんが、中学校は県がスクールカウンセラーの配置先を決めます。小学校は、県からこの人数をこのカウンセラーでお願いしますといわれますので、その人員を佐賀市で配置しております。

(丹宗教育長)

ほかに、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。榎原委員どうぞ。

(榎原委員)

6ページのカウンセリングを受けた児童生徒数がたまたま減ったのかは分かりませんが、保護者の数も減っているようです。ということは、学校まで来れない子ども、保護者が増えた。一方、訪問支援員の訪問を受けた児童生徒数が増えているところを見れば、学校になかなか来れない、家から出れないお子さんが増えたと認識してよろしいですか。

(渚上教育部副理事兼学校教育課長)

まず、カウンセリングを受けた児童生徒の数が減少していますが、そもそもこのアンケートの取り方の項目がその年で変わっております。前年度まで、その状況の2つに丸をつけるところを、今年度は1つにチェックするような形になりましたので、数字上では減ったというようになっておりますが、本当に減ったかどうかというところは確認できておりません。

アンケート内容の項目が変わったので、減ったように見えているということになります。不登校でも自宅から出ることができない児童生徒が増えていると考えてよいかというご質問でしたが、ここは先ほどご説明しましたように、不登校児童生徒の状態が日々変わりますので、きめ細やかな対応を多くしたということでサポート相談員の回数が増えました。このことから、不登校で自宅から出ることができない児童生徒が増えたとは捉えておりません。

(榎原委員)

分かりました。ありがとうございました。

(丹宗教育長)

統計の取り方が変わった影響もここには表れているということですかね。

(渚上教育部副理事兼学校教育課長)

はい。

(丹宗教育長)

スクールカウンセラーの場合には、各学校に割り当てられた時間、フル稼働で実際カウンセリングをしていただいておりますので、相談件数が大幅に減少するという事は、実際のところはあり得ないということですね。ですから、これを見ると、教職員の相談が増えたと見てとれますが、やっぱり先生方もいろんな悩み等を抱えている部分もあって、こういう形になっているかと思えます。また、カウンセリングがイコール不登校対策というわけではありませんので、やはり学校生活上で、思春期の子どもたちですので、様々な悩み等がありますので、これが直接不登校と結びつくという形ではないかと思えます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そしたら、次の4番の不登校ICTサポート事業、これについてよろしいですか。端末の持ち帰りが始まったということですね。

5番目の業務支援員についてですけれども、これについてご意見、ご質問等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、説明を続けてお願いします。6番からお願いします。

(川副学事課長)

続きまして、学事課から6番のご質問についてお答えします。資料は13ページ中ほどの特別支援教育就学奨励費です。この対象に通級指導教室を利用しているお子さんは含まれるのか。対象でないのであれば、保護者の送迎などの負担があるので、対象となるよう検討してほしいとお尋ねでした。回答としましては、通級指導教室へ通う児童生徒に対しましては、通学費という費目の補助を行っております。支給対象者は、交通手段が公共交通機関の利用者または自家用車による送迎で、在籍校から指導校までの距離が2キロ以上の場合となっております。

令和6年度の実績ですが、学期ごとに支払をしているため少し学期ごとにばらつきはありますが、対象者は小学校で40人ほど、中学校で6、7人程度となっております。支給額ですけれども、世帯構成や収入によりまして、支給の区分が変わってまいります。実費額の方もいらっしゃいますし、実費額の2分の1を支給する場合もございます。

以上です。

(丹宗教育長)

7番も続けてお願いします。

(川副学事課長)

続きまして、7番です。資料は17ページ真ん中下の施設管理費です。ここに、「うち、防犯カメラ設置経費(諸富中)」と記載がありますが、このカメラ設置について、実証実験的に設置しているのかというご質問です。これについて、佐賀市としましては、児童生徒や教職員のプライバシーの問題等もございますので、率先して監視カメラや防犯カメラの設置はしておりません。ですので、予算化は今のところやっていない状況です。具体的に、不審者の情報や器物損壊等の事案があつて、学校と協議をしまして、やはり設置を希望するということになりましたら、市教委に要望書を提出していただいて、教育委員会内で設置を決定していくという形になっております。この費用については、いろいろな施設管理等の委託の入札による予算の残りなどもございますので、そういった経費を活用しながら設置をしているところです。現在のカメラの設置状況ですけれども、15校に40台設置しております。うち、佐賀市で設置をしたものが10校25台、このほかには、PTA等からの寄附で設置をしたところもあるようです。

以上です。

(丹宗教育長)

ここでちょっと切りたいと思います。

6番、通級利用者についての保護者送迎の負担等について、それから7番が防犯カメラ設置状況ということですが、何かご意見、ご質問あればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、あと8番から10番まで、続けて説明をお願いします。

(野田文化財課長)

地域振興部の文化財課です。質問表の8番について、資料は33ページをお願いします。

す。33ページの右上、会計年度任用職員数という欄がございまして、この会計年度任用職員の数が7名減となっている要因についてのお尋ねでございまして。会計年度任用職員につきまして、基準日時点の比較で増減がありましたのが、埋蔵文化財の発掘作業員、いわゆる調査の現場で発掘作業を行っていただいている会計年度任用職員になります。基本的には、1年間の任用通知書というのを交付しておりますが、名簿に登載するという形にした上で、それぞれの発掘調査の現場が1年間通してあるわけではなく、スポット的にありますので、発掘調査の日程が決まった段階で市のほうから連絡を取り、それぞれの現場におおむね数名程度従事をしていただいているという状況です。令和5年度につきましては、この発掘作業員を46名任用しておりましたが、数名の方がいろんな理由でお辞めになったものですから、令和6年度末が39名ということで、7名の減となっているものです。

したがって、正規採用の専門職の増減とか、あるいは発掘調査箇所の年度による増減というのは、直接的には関係のない部分にはなります。

こちらの資料、33ページは、それぞれ3名ずつ今私が申し上げた数字から多くなっていますが、この3名というのは、大財別館で勤務をしてくださっている職員ということになります。その増減はありませんでした。

(丹宗教育長)

分かりました。では、続いて9番お願いします。

(北御門社会教育課長)

9番のご質問について、社会教育課から説明します。資料は38ページをお願いします。令和6年度街頭見守り活動状況の表中、中ほどに自転車ルール違反が大半を占めている。このことが学校や地域と共有できているのかというご質問です。回答としましては、小中学校や地域と共有できております。毎年6月中旬から7月中旬にかけて、夏休み前の期間に各小中学校とまなざし育成委員の連絡会を開催しています。今年も6月10日から7月14日までの間に全小中学校で行っていますけれども、学校長、教頭、教務主任等と各校区のまなざし育成委員の連絡会を開催して情報交換等を行っています。この連絡会には、各校区の民生児童委員、学校保護司の方など、地域の関係者にもお声かけをして参加をお願いしています。ここで出た意見を夏休みが始まる前に共有して、子どもたちへの注意喚起、保護者への注意喚起を行っているところです。

続きまして、10番目、これも同じく38ページ、子ども・若者支援事業の部分です。支援対象者322人、新規支援47人、継続支援275人、終了者が4人となっているので、43人の増、これが増えているのでしょうかと、この数字だけを見ると増えているように見えるということでのご質問だと認識しております。年度を重ねるごとに支援対象者は増加する傾向です。子ども・若者支援室は、平成28年10月に開設しております。初年度から令和6年度末までの8年半で、支援対象者の累積人数は446名です。このうち、6年度末までに128名が支援を終了しております。その128名のうち、リファーと申しまして、他機関へつないだ方も29名いらっしゃいます。支援対象者の状態像としましては、不登校、ひきこもり、非行等の問題を抱える子ども・若者が中心ですけれども、その背景には、対人関係や精神疾患、発達障害等の複雑な問題を抱えるケースも多いです。また、本人が抱える問題だけではなくて、保護者の精神疾患、アルコール依存、生活困窮等の家庭問題を抱えるケースなど、多岐にわたった問題を抱える多重困難ケースが占める割合も多くなっております。こういったことで、単年度で支援を終えるケースというものはほとんどございませぬ。併せて、単年ごとに新規の対象者、それから支援終了者というのはかなりの幅で数字も違ってまいります。例えば、令和6年度は支援終了者が4名でしたが、この8年間を見て、一番多かったのは令和4年の46名という年もありました。令和6年度は4名の支援終了者ということですが、別途、進路決定者は20名いらっしゃいまして、進学、転学、学校復帰など、学校生活への適応

が可能になった者が20名中13名、それから、就労が決まった者が7名という結果になっております。このご質問にございます連絡がつかなくなった方はありません。複数年度にわたって支援がずっと継続している傾向にあるということで、こういった数字になっているということです。

説明は以上です。

(丹宗教育長)

それでは、8番からの説明について、まずはこの埋蔵文化財発掘調査費についての質問ですけれども、何か、さらに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次の9番、街頭見守り活動状況、それから、10番、子ども・若者支援事業について、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第7号議案に関する意見聴取を終え、本議案について異議なしといたします。

次に、第8号議案『令和7年度8月補正についての意見聴取』について説明をお願いします。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

議案書の8ページをお願いします。第8号議案、令和7年度8月補正についてです。こちらでも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、佐賀市教育委員会の意見を求めるものです。

次の9ページから順に各担当課から説明を行います。

(browse 教育部副理事兼学校教育課長)

それでは、まず最初に9ページの表をご覧ください。学校教育課です。不登校対策事業に係る教育支援体制整備事業費補助金217万8,000円につきましては、補助金の交付決定に伴い、歳入を計上するものです。この補助金は、サポート相談員報酬及び7時のつどいの講師謝金に対して交付されるものです。

以上です。

(川副学事課長)

続きまして、学事課分です。1段目の(債務負担行為)学校給食の一部民間委託事業です。右側の概要欄をご覧ください。佐賀市では、学校給食の調理等業務を民間委託しておりまして、契約期間は3年間としております。今回は、令和8年度に委託契約を締結する10施設分の令和10年度までに必要な費用について、債務の負担を設定するものです。債務負担行為の対象年度につきましては、令和7年度から令和10年度となっております。今回、計上する経費につきましては、実質、令和8年度から令和10年度までの3年分ですが、令和7年度中に委託業者の選定を行う必要があることから、令和7年度からの債務負担となっております。

次に、対象施設です。学校給食調理等業務委託につきましては、契約期間は3年間とし、特に問題がない場合、同じ業者とさらに3年間契約を更新し、最長6年間の契約を行っております。今回、最長6年間の契約を終え、再選考する施設が神野小、巨勢小、諸富学校給食センターの3施設、当初の契約から3年が経ち、契約を更新する施設が北川副小、久保泉小、若楠小、春日小、川上小、東与賀小、中部学校給食センターの7施設となっております。最後に、債務負担行為の限度額、これは令和10年度までに負担する費用ですけれども、9億2,681万8,000円以内となっております。

続きまして、2段目の歳出欄、小学校給食費補助事業でございます。これは、物価高騰の影響を緩和する家計支援といたしまして、市立小学校児童の今年度第3学期分の保

護者負担額をゼロにするものです。

本日、追加でお配りしております資料をご覧ください。現在の市立小学校の給食につきましては、1食当たり310円の食材料費で作っており、そのうち、保護者負担額は235円となっています。残りの75円につきましては、年度当初から国の物価高騰対策の交付金を活用して補助をしております、うち25円が令和5年度に改定した給食費の値上げ分を補助する保護者負担軽減分、50円が物価高騰の影響を受けている食材料費を補助する食材高騰分となっております。

このように、一定の保護者負担軽減策は行っているところですが、物価高騰が長期化しており、家計は大きな影響を受けております。小学生のお子さんを持つ世帯にとりまして、給食費は必ず発生する固定費であることから、ここに補助を行うことで家計の直接的な負担軽減につながると考え、さらなる支援策として保護者負担の235円をゼロにし、各学校や給食センターの給食会計へ市のほうから補助を行うものです。対象となる児童数は、佐賀市立小学校の全児童約1万1,800人で、総額が1億2,487万円の補正予算となっております。

議案書の9ページにお戻りください。この事業の財源につきましては、歳出欄の左側の歳入欄に記載しております、今年の5月、国が追加で交付することとした物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これが国全体で1,000億円ありましたが、そのうち、本市への交付限度額1億20万8,000円全額を充てて、残りは市の一般財源で支出をしたいと考えております。

なお、3段目の就学援助費の1,700万円程度の減額につきましては、3学期分の給食費の保護者負担額がゼロとなることで、3学期分の就学援助費、これは給食費の分でございますけれども、これを支給する必要がなくなりますので、その分を減額しております。

学事課分につきましては以上です。

(八谷図書館長)

続きまして、図書館です。その下、図書館のほうをお願いいたします。歳出、図書館大規模改修事業についてです。令和7年度の要求額として、6,143万9,000円を要求しております。右側の概要です。図書館本館の大規模改修に係る実施設計に要する経費として、令和7年度から8年度までにおいて1億9,838万円以内を限度額とする債務負担行為を設定しております。次に左側の歳入です。令和7年度の財源につきましては、国の補助金を予定しているところです。今回の大規模改修につきましては、SAGAライブラリーパークをコンセプトとして、単に本を読む、借りる、学ぶだけの施設ではなく、誰もが自由に伸び伸びと過ごせる場所として図書館を整備するものです。現在、9月末までの契約で基本設計を行っております、基本設計の進捗状況につきましては、随時教育委員会のほうにも報告させていただいております。

今回の実施設計では、基本設計に基づき、実際の建設工事ができるように、具体的な図面や詳細な仕様書を作成するものです。改修により、30年先まで市民に愛される図書館であること。また、今を生きる子どもたちや、そして未来の子どもたちにも本との多くの出会いや様々な体験ができる場所として新しく生まれ変わらせていきたいと考えております。

以上です。

(丹宗教育長)

それでは、各課から今説明がありました。まず、一番上の学校教育課、不登校対策事業について、ご意見、ご質問ないでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、2番目の学事課の給食費に関する部分について、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。長崎委員どうぞ。

(長崎委員)

対象が全児童ということになっていますが、例えば、アレルギー除去食など、完全に弁当を作って持ち込んでいるような場合は補助の対象になりますか。

(川副学事課長)

学校に来ているけれども、食物アレルギー等の理由で給食を食べることができずにお弁当を持ってきている児童については、同様に支援をしたいと考えております。

(長崎委員)

ありがとうございます。

(丹宗教育長)

ほかございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、3番目の図書館の大規模改修事業について、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第8号議案に関する意見聴取を終え、本議案について異議なしといたします。

次に、第9号議案、第10号議案、第11号議案、議案の議決に付すべき工事請負契約について説明をお願いします。

(野田文化財課長)

文化財課です。8月議会に東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センター新築工事といたしまして、建築、電気、機械、3本の工事請負契約議案の上程を予定しております。まず、東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センター整備の事業全体の概要についてご説明したいと思います。

議案等資料の1ページをお願いいたします。まず、1番の整備の概要です。今から8,000年前、縄文時代の遺跡でございます。金立町にあります東名遺跡、この東名遺跡の紹介と、そこから出土した遺物の展示解説を中心とした「東名遺跡ガイダンス」機能、それから、市内全域の発掘調査で出土した遺物や調査記録の整理、収蔵、保管、展示公開を行います「埋蔵文化財センター」機能、これら2つの機能を併せ持った複合施設として今回整備をいたします。敷地面積は約8,000平方メートル、約1,500平方メートルの本館と約500平方メートルの本館外収蔵庫のほかに、屋外に体験広場、イベント広場、駐車場などを配置いたします。本館の建物には、常設・企画の2つの展示室、それから、特別収蔵庫、一般収蔵庫、実測・整理復元室、多目的室、それから、カフェを含むラウンジなども整備することとしております。また、史跡現地の整備ですが、東名遺跡自体は巨勢川調整池内に保存されておまして、直接は見るできないことから、遺跡の規模感などが実感できるような表現を施し、屋外の展示という位置づけで整備をすることとしております。

2番の施設の配置です。金立町の大字千布になります。国交省が管理する巨勢川調整池の西側に先ほどご説明した施設を整備いたします。敷地内の配置につきましては、左側の図のように計画をしています。

それから、3番、これまでの経緯と今後のスケジュールです。東名遺跡は、平成28年10月に国の史跡として指定されています。令和3年度に施設整備用地を取得いたしまして、その後、建築、展示などの基本設計を経て、昨年度、令和6年度に実施設計及び敷地の造成工事を行ったところです。今後は、今年度から令和8年度にかけて施設の建築工事を行い、展示の制作・設置工事、外構・植栽工事や史跡現地の整備などを進め

まして、令和10年度のオープンを目指しているところです。

それでは、議案の説明に移ります。資料は、議案書の10ページからです。まず、第9号議案です。内容につきましては、11ページで説明します。契約の目的です。東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センター新築（建築）工事です。契約の方法は一般競争入札、契約金額が11億1,320万円、工期は契約締結の日から令和9年1月29日までです。契約の相手方は、上滝・富士特定建設工事共同企業体で、代表者、構成員は記載のとおりとなっております。この入札への参加は、3つの共同企業体がございました。予定価格に対する落札率は99.31%となっております。

次に、第10号議案です。13ページで説明します。東名遺跡ガイダンス埋蔵文化財センター新築（電気）工事です。契約の方法は同じく一般競争入札、契約金額が2億2,350万200円、工期は契約締結の日から令和9年1月29日までで、契約の相手方は、有明電設・シグマ特定建設工事共同企業体、代表者、構成員はそれぞれ記載のとおりです。こちらの入札への参加は、2つの共同企業体でした。予定価格に対する落札率は92.02%です。

最後、第11号議案についてです。議案書15ページで説明します。契約の目的は、東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センター新築（機械）工事です。こちらも一般競争入札で行いまして、契約金額は2億7,500万円、工期は契約締結の日から令和9年1月29日まで、契約の相手方が、有明電設・吉村空調工業特定建設工事共同企業体、代表者、構成員は記載のとおりです。こちらの入札への参加は1者のみでした。予定価格に対する落札率は99.32%となっております。

以上、いずれの議案につきましても、提案理由のところに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を議会に提出すると記載しております。この条例第2条、予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約は議会の議決に付さなければならないという規定に基づいて上程をするものです。そして、市議会へ提出する議案について、教育委員会のご意見を伺う必要がありますので、今回これらの案を提出するものです。

説明は以上です。

（丹宗教育長）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。榎原委員どうぞ。

（榎原委員）

施設の配置を見るだけでわくわくしますけれど、まだここの使い方などは今からのお話ということですか。例えば、体験広場でどんなことを想定しているとか、施設前広場で何をする、イベント広場で何をしていくというのは、今からということでしょうか。

（野田文化財課長）

おっしゃるように、どういったことを行うかというのは、これから中身を詰めていく部分ではございます。ただ、今、施設はないにしても、いろんなところで体験やワークショップなど、東名に関する様々なイベントは行っておりますので、そういうのも継続しつつ、プラスアルファで、新しい施設の中で行う取組、周知啓発というところは進めていきたいなと考えております。

（丹宗教育長）

ほかにご意見、ご質問は。山田委員さんどうぞ。

（山田委員）

私もちょっとわくわくしております。例えば、展示物について、その光の当て方によって見え方が違ったりとか、それから、温度管理ですね、風化しないようになど、そういったことをどの程度のレベルで管理されるのかなというところをちょっと思いました。そういうところも踏まえて施設を造っていただけたらいいなと思います。これは質問ではなくて意見ですけど。ご計画があれば、それも伺いたいところです。

(野田文化財課長)

ありがとうございます。今回、どちらかというと、施設の箱というか、ハードの部分の關係の議案になりますが、この後、中身の展示のしつらえですとか、そういった部分についても一応予算は確保できておりますので、今、実施設計が済んでおりますから、そういった展示の部分については、また改めて業者さんと契約をして進めていくことにはしています。おっしゃるように、光の当て方ですとかで随分印象が変わってくる部分があると思います。また、貴重な遺物があり、東名を含めてたくさん展示をするようにしておりますので、その辺の温度管理ですとか、そういった部分についても十分注意しながら進めていきたいと考えております。

(丹宗教育長)

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第9号議案、第10号議案、第11号議案に関する意見聴取を終え、本議案については異議なしといたします。

次に第12号議案『工事請負契約の一部変更についての意見聴取』について説明をお願いします。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

議案の16ページをお願いします。第12号議案、鍋島小学校校舎長寿命化改良(建築)工事請負契約の一部変更についてです。これは、現在工事を行っております鍋島小学校の校舎の長寿命化改良工事の契約の一部を変更するもので、金額が1億5,000万円を超える契約につきましては議会の承認が要りませんが、変更する場合にも同じように議会の承認を得る必要がありますので、議会に提出する案件について意見を求めるものです。

17ページをお願いします。契約金額を現在4億810万円で契約しているものを4億2,159万7,000円に変更するもので、約1,350万円の増額となるものです。外壁の劣化部の追加工事などが必要になったことなどによる増額となっております。説明は以上です。

(丹宗教育長)

何かご意見、ご質問ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで12号議案に関する意見聴取を終え、本議案について異議なしといたします。

次に、第13号議案『財産の取得についての意見聴取』について説明をお願いします。

(吉谷スポーツ振興課長)

スポーツ振興課です。議案書の18、19ページをお願いします。佐賀市健康運動センターサッカー・ラグビー場人工芝改修に係る財産の取得についてです。こちらは2,000万円以上の財産の取得についてですので、教育委員会の意見を求めるものです。

まずは資料の修正をお願いいたします。19ページです。8月1日に行われました総務法制課文書法制室の審査におきまして、過去の議案を参考に記載事項の修正がありま

した。19ページの1、「購入する物品及び数量」の「人工芝（充填剤含）」から「マイクろプラスチックフィルター8基」までを「佐賀市健康運動センター用人工芝一式」に、それから、4番の購入の相手方の住所「東合川1丁目」の数字を漢数字の「一丁目」に修正していただきますようお願いいたします。

それでは、説明に入ります。佐賀市健康運動センターサッカー・ラグビー場人工芝グラウンドは、平成26年4月に供用開始し、今年4月で11年目を迎えております。このため、人工芝が老朽化し、クッション性の低下が見られておりますので、施設利用者の身体、特に足腰への負担軽減を図るため、本年度人工芝の張り替えを行うものです。敷設する人工芝につきましては、原材料費で物品として購入いたしますが、予定価格が2,000万円を超えますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当しますので、本議案を提出するものです。契約方法は指名競争入札で、株式会社スポーツテクノ和広九州支店が税込み9,075万円で落札、落札率は予定価格に対して54.8%でございました。人工芝の張り替えは、令和7年12月から令和8年3月末までの間で実施予定で、この期間は施設を休場することとしております。

以上で説明を終わります。

(丹宗教育長)

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。堤委員どうぞ。

(堤委員)

購入の相手方が福岡県久留米市の業者さんということですが、何社ほど入札に参加されたのか。また、入札率の幅とか、そういったところを教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

(吉谷スポーツ振興課長)

指名した業者数は9社です。そのうち応札したのが4社です。

(末崎スポーツ振興課主査)

一番高い入札額は予定価格の84.4%でした。

(堤委員)

応札されたのが4社ということですが、ほか3社は佐賀市内の業者様ですか。

(末崎スポーツ振興課主査)

4社のうち1社が佐賀市の業者、4社のうち3社が佐賀市外の業者です。

(堤委員)

この1社は何位でしたか。

(末崎スポーツ振興課主査)

佐賀市内の業者は4位です。

(堤委員)

では、この84.4%で出されたということですね。ありがとうございます。

(丹宗教育長)

ほかございませんでしょうか。どうぞ、長崎委員。

(長崎委員)

今回、物品の購入ということでの人工芝で、これは張り替えという、また作業に関しては別に予算を立ててということになるのでしょうか。

(末崎スポーツ振興課主査)

人工芝自体はカーペットみたいなもので、工場からロール状で運ばれてきた人工芝をアスファルトの上に敷き詰め、その上から砂と柔らかいゴムチップを撒いて、その重みで人工芝を安定させるというものになりますので、物品を持ってきてもらって現場で据え付けるところまでを今回の入札でお願いしているところです。

(長崎委員)

その作業まで込みでということなんですね。ありがとうございます。

(丹宗教育長)

ほかございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第13号議案に関する意見聴取を終え、本議案については異議なしといたします。

ここで会議の非公開を解きます。

【公 開】

(丹宗教育長)

それでは、これで臨時教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

終了時間 午後3時10分